

第1章 独占禁止法制等の動き

第1 独占禁止法改正法の施行に伴う関係政令等の整備

公正取引委員会の機能を強化し、不当な取引制限等の一層の抑止を図るため、新たに事業者が当委員会との合意により事件の真相の解明に資する資料の提出等をした場合に課徴金の額を減額することができる制度（以下「調査協力減算制度」という。また、課徴金減免制度と調査協力減算制度を併せて「新たな課徴金減免制度」という。）を設けるとともに、課徴金の算定方法について算定基礎額の追加、算定期間の延長等を行うほか、検査妨害等の罪に対する罰金の上限額の引上げ等を行うことを内容とする「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律の一部を改正する法律」（令和元年法律第45号。以下「令和元年独占禁止法改正法」という。）は、令和元年6月19日、第198回通常国会において可決・成立し、同月26日に公布された。

令和元年独占禁止法改正法は、令和元年7月26日及び令和2年1月1日に施行された一部の規定を除き、令和2年12月25日に施行された。

1 独占禁止法施行令の改正

令和元年独占禁止法改正法の施行に伴い、独占禁止法施行令について、「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令」（令和2年政令第260号。令和2年9月2日公布、同年12月25日施行。以下「令和2年改正施行令」という。）により所要の改正を行った。概要は以下のとおりである。

(1) 不当な取引制限及び私的独占に係る課徴金算定の基礎となる売上額等の算定方法

ア 趣旨

令和元年独占禁止法改正法により、不当な取引制限について、違反事業者の課徴金の算定基礎として、違反事業者から指示や情報を受けた完全子会社等が供給又は購入した商品若しくは役務の売上額又は購入額、違反行為に係る商品又は役務に密接に関連する業務（以下「密接関連業務」という。）の対価に相当する額及び違反行為に係る商品又は役務を供給しないこと等に関して得た金銭その他の財産上の利益に相当する額（以下「談合金等相当額」という。）が追加された。また、不当な取引制限の改正内容に応じて、私的独占及び事業者団体による不当な取引制限に相当する行為についても、課徴金の算定基礎が追加された。

これに伴い、令和元年独占禁止法改正法により政令に委任されている課徴金の算定基礎となる売上額又は購入額、密接関連業務の対価に相当する額及び談合金等相当額の算定方法等の具体的な内容について、令和2年改正施行令により規定した。

イ 内容

(7) 違反事業者から指示や情報を受けた完全子会社等の売上額又は購入額

不当な取引制限に係る違反事業者及び違反事業者から指示や情報を受けた完全子会社等の売上額又は購入額並びに事業者団体による不当な取引制限に相当する行為

に係る違反事業者団体の特定事業者及び違反事業者団体の特定事業者から指示や情報を受けた完全子会社等の売上額又は購入額の算定方法については、実行期間における売上額又は購入額を対象に、原則として引渡基準を、例外として契約基準を適用することとした。

また、支配型私的独占及び排除型私的独占に係る違反事業者及び違反事業者から指示や情報を受けた完全子会社等の売上額の算定方法についても、実行期間及び違反行為期間における売上額を対象に、不当な取引制限の場合と同様の基準を適用することとした。

(4) 密接関連業務

a 不当な取引制限

不当な取引制限に係る密接関連業務の具体的な内容については、「違反行為……に係る商品又は役務の供給の全部又は一部を行わないことを条件として行う製造、販売、加工その他の商品又は役務……を供給する業務……であつて、当該違反行為をした他の事業者……又はその完全子会社等のうち当該違反行為……をしていないものが当該違反行為に係る商品又は役務を供給するために必要とされるもの」と規定した。

また、対価に相当する額の算定方法については、前記(4)の違反事業者から指示や情報を受けた完全子会社等の売上額又は購入額の場合と同様に、原則として引渡基準を、例外として契約基準を適用することとした。

b 支配型私的独占

支配型私的独占に係る密接関連業務の具体的な内容については、「違反行為に係る商品又は役務の供給を受ける者に対し、当該商品又は役務の供給を受けるために必要な情報の提供、事務の管理その他の役務を提供する業務」と規定した。

また、対価に相当する額の算定方法については、前記 a の不当な取引制限の場合と同様の基準を適用することとした。

c 事業者団体による不当な取引制限に相当する行為

事業者団体による不当な取引制限に相当する行為に係る密接関連業務の具体的な内容については、前記 a の不当な取引制限の場合と同様に規定した。

また、対価に相当する額の算定方法についても、前記 a の不当な取引制限の場合と同様の基準を適用することとした。

(4) 談合金等相当額

不当な取引制限、支配型私的独占及び事業者団体による不当な取引制限に相当する行為に係る談合金等相当額の算定方法については、「実行期間において得た金銭その他の財産上の利益の価額を合計する方法」と規定した。

(2) 合併等があった場合の新たな課徴金減免制度の適用に係る規定の整備

令和元年独占禁止法改正法により、政令に委任されている、違反事業者が合併により消滅した場合及び違反事業者が違反行為に係る事業を譲渡等した後に消滅した場合における、新たな課徴金減免制度の規定の適用関係について、令和2年改正施行令により規定した。

2 公正取引委員会規則等の改正等

(1) 課徴金制度の見直しに伴う公正取引委員会規則の改正

令和元年独占禁止法改正法により、事業者が公正取引委員会の求めに応じず課徴金の計算の基礎となるべき事実の報告等を行わない場合、公正取引委員会規則で定める方法により、課徴金の算定基礎となる売上額等を推計して、課徴金の納付を命じることができることとされた。

これに伴い、令和元年独占禁止法改正法により規則に委任されている課徴金の算定基礎となる売上額等の算定方法について、「公正取引委員会の審査に関する規則」（平成17年公正取引委員会規則第5号）において規定した（令和2年公正取引委員会規則第4号。令和2年9月2日公布，同年12月25日施行）。

具体的には、課徴金の計算の基礎となるべき事実を把握した期間における売上額等の日割平均額に推計対象期間を乗じる方法とすることとした。

(2) 課徴金減免制度の見直しに伴う公正取引委員会規則等の改正等

ア 課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則の全部改正

(7) 趣旨

令和元年独占禁止法改正法の施行に伴い、「課徴金の減免に係る報告及び資料の提出に関する規則」（平成17年公正取引委員会規則第7号。以下「旧減免規則」という。）の全部改正により、「課徴金の減免に係る事実の報告及び資料の提出に関する規則」（令和2年公正取引委員会規則第3号。令和2年9月2日公布，同年12月25日施行）を制定した。概要は以下のとおりである。

(4) 内容

a 調査協力減算制度に係る手続等

令和元年独占禁止法改正法により、調査協力減算制度が導入されたことに伴い、その手続について規定した。

- (a) 協議の申出期限（課徴金減免申請を受けた旨の通知を受け取った日から起算して10開庁日を経過する日まで）
- (b) 事件の真相の解明に資する事項（違反行為の対象となった商品又は役務等）

b 課徴金減免申請の方法

令和元年独占禁止法改正法施行に伴う旧減免規則の全部改正を契機として、課徴金減免申請の様式第1号及び様式第3号の提出方法をファクシミリから電子メールに変更した。

c 二以上の子会社等の共同による行為

合併以外の事由により消滅した事業者の違反行為に係る事業の全部を承継した二以上の子会社等は、連帯して課徴金を納付することになることから、当該子会社等がしたとみなされる違反行為に係る新たな課徴金減免制度の手続は、令和2年改正施行令により、当該子会社等が共同で行うこととされたため、その手続について規定した。

イ 調査協力減算制度の運用方針の策定

(7) 趣旨

調査協力減算制度が新たに導入されたことを踏まえ、事業者にとっての予見可能性及び法運用の透明性を高め、事件調査への事業者による協力を促すため、公正取引委員会は、「調査協力減算制度の運用方針」（令和2年9月2日公正取引委員会）を策定した。概要は以下のとおりである。

(4) 内容

a 報告等事業者（注1）が説明する協力の内容として盛り込まなければならない事項を示した。

（注1）課徴金減免申請をした事業者（調査開始日より前に最初に課徴金減免申請をした者を除く。）

b 公正取引委員会が新たな事実等の把握と評価し得る事実等について示した。

c 公正取引委員会は、通常、上限及び下限についての合意（注2）の求めを行うことを示した。

（注2）公正取引委員会が、報告等事業者が合意後に新たに把握し、調査協力減算制度における報告等を行った事実等を評価して、合意において定めた上限及び下限の範囲内で減算率を決定するもの。

d 事件の真相の解明に資する程度を評価するに当たっては、事件の真相の解明の状況を踏まえつつ、報告等事業者が行った報告等の内容について、以下の要素を考慮することを示した。

(a) 具体的かつ詳細であるか否か

(b) 「事件の真相の解明に資する」事項について網羅的であるか否か

(c) 当該報告等事業者が提出した資料により裏付けられるか否か

e 前記d (a)から(c)までの考慮要素を満たす数に応じて、下表のとおり減算率を決定することを示した。

（表）

調査開始日前	調査開始日以後	事件の真相の解明に資する程度
40%	20%	高い（全ての要素を満たす）
20%	10%	中程度である（二つの要素を満たす）
10%	5%	低い（一つの要素を満たす）

(3) 新たな課徴金減免制度の導入に伴う判別手続の導入

ア 公正取引委員会の審査に関する規則の一部改正

(7) 趣旨

新たな課徴金減免制度の導入に伴い、事業者が調査協力を効果的に行うために外部の弁護士に相談するニーズがより高まると考えられたため、新たな課徴金減免制度をより機能させるとともに、当該相談に係る法的意見についての秘密を実質的に保護し、適正手続を確保する観点から、公正取引委員会は、独占禁止法第76条第1項の規定に基づく「公正取引委員会の審査に関する規則」（平成17年公正取引委員会規則第5号）の一部改正により、当委員会の行政調査手続において、所定の手続により

る観点から、公正取引委員会は、「事業者と弁護士との間で秘密に行われた通信の内容が記録されている物件の取扱指針」（令和2年7月7日公正取引委員会）を策定した。

(4) 内容

特定通信の内容を記録した物件及び適切な保管の具体例、電子データは原則として物件と同様に取り扱うこと、判別手続の各段階における手続の詳細等を示した。

(4) 独占禁止法審査手続に関する指針の改定

課徴金減免申請をした事業者の従業員等が聴取対象者である場合に、当該聴取対象者からの求めがあれば、供述聴取終了後その場で、当該聴取対象者が自ら供述した内容に係るメモを作成することを認めることとし、「独占禁止法審査手続に関する指針」（平成27年12月25日公正取引委員会決定）を一部改定した（令和2年7月7日）。

第2 その他所管法令の改正

1 公正取引委員会事務総局組織令及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第二項の審査官の指定に関する政令の改正

事務総局の官房に置かれる審議官を一人増員するとともに、事務総局の局及び課の所掌事務の範囲につき所要の改正を行うこと等を内容とする「公正取引委員会事務総局組織令」（昭和27年政令第373号）の改正及び審査官の指定の対象に事務総局の官房に置かれる審議官等を加える「私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第二項の審査官の指定に関する政令」（昭和28年政令第264号）の改正を行った（公正取引委員会事務総局組織令及び私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第四十七条第二項の審査官の指定に関する政令の一部を改正する政令〔令和3年政令第76号。令和3年3月31日公布，同年4月1日施行〕）。

2 押印を求める手続等の見直しのための公正取引委員会規則の改正

「規制改革実施計画」（令和2年7月17日閣議決定）において、「原則として全ての見直し対象手続（注）について、恒久的な制度的対応として、年内に、規制改革推進会議が提示する基準に照らして順次、必要な検討を行い、法令、告示、通達等の改正やオンライン化を行う」こととされたことを受け、公正取引委員会は、公正取引委員会規則において、国民や事業者等に対して、押印を求めている手続等について、国民や事業者等の押印を不要とする等の改正を行った（令和2年公正取引委員会規則第7号。令和2年12月25日公布，同日施行）。

（注）「法令等又は慣行により、国民や事業者等に対して紙の書面の作成・提出等を求めているもの、押印を求めているもの、又は対面での手続を求めているもの」が「見直し対象手続」と定義されている。

第3 独占禁止法と他の経済法令等の調整

1 法令協議

公正取引委員会は、関係行政機関が特定の政策的必要性から経済法令の制定又は改正を

行おうとする際に、これら法令に独占禁止法の適用除外や競争制限的効果をもたらすおそれのある行政庁の処分に係る規定を設けるなどの場合には、その企画・立案の段階で、当該行政機関からの協議を受け、独占禁止法及び競争政策との調整を図っている。

2 行政調整

公正取引委員会は、関係行政機関が特定の政策的必要性から行う行政措置等について、独占禁止法及び競争政策上の問題が生じないように、当該行政機関と調整を行っている。